

## 企業版ふるさと納税について

国では、地方を支援するさまざまな支援策の一つとして、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）を活用した地方創生の推進を推奨しており、本市でも2月に信金中央金庫様から1,000万円の寄附をいただき、宅配事業で活躍している充電式輸送用保冷機のエネルギーを、再生可能エネルギーへ転換する実証試験を行う調整をしているところです。

さらに、3月下旬にはジュニア世代の育成強化を目的に実施しているNSCジュニアアカデミーの取り組みに対して、芸者東京株式会社様から30万円の寄附をいただきました。

企業様からいただいた貴重な寄附は、それぞれの取り組みで掲げている成果指標の達成に向け活用させていただき、地方創生の取り組みを推進していきます。



問い合わせ

総合政策部総合政策課

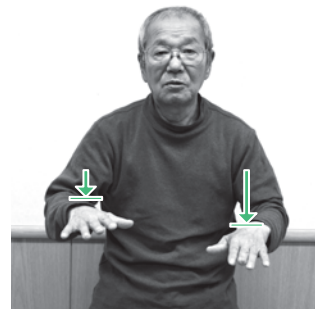
☎01654③2111（内線3315）

## 今月の手話

平成27年3月に「名寄市みんなを結ぶ手話条例」が施行されました。このコーナーでは、市民の皆さまに、手話を親しんでいただくために、毎月1つずつ、手話を紹介します。

◆問い合わせ 社会福祉課(名寄庁舎2階)  
☎01654③2111(内線3225)

### その61「今日」



両手を広げて手のひらを下に向け、軽く押さえつけます。

※「今」、「現在」も同じ手話表現です。  
口話（口の動き）で、区別します。

今月の講師

上川北部聴覚障害者協会名寄支部(名寄近郊に住む聴覚障がい者の会)  
ふじもり もととし  
藤森 元年さん

## 店舗での買い物はクーリング・オフできません！

名寄市

## 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654②3575



1週間前に夫が店舗で補聴器を購入したが、家で使ってみると聞こえづらいと言う。調整してもらったが改善しないので、クーリング・オフしたい。できるだろうか。(70代女性)



1週間前に店舗で購入した扇風機と同じ商品が、2千円も安い値段で広告に載っていた。返品して再度購入したいと店舗に伝えたところ、できないと言われた。クーリング・オフできないのか。(60代女性)



イラスト：黒崎玄



- ◆店舗での購入は、クーリング・オフできません。
- ◆クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘など、事業者側からの不意打ち的な勧誘により契約した場合などに、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約を解除できる制度です。なお、クーリング・オフ可能な取引の対象は法律などで決められています。

困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。